

各社会福祉施設等 事業者様

福祉部ちゃーがんじゅう課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における二次協議分の実施について

平素より本市の福祉行政の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

みだしの件について、厚生労働省老健局高齢者支援課より二次協議の実施についての事務連絡がありました。

本交付金による整備を希望される場合は、下記の URL 先より詳細を確認、様式の取得をした上で、提出期限までに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業 ※各事業及び諸条件などの詳細は市ホームページの資料をご参照ください。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/jigyousya/hojyokin/index.html>

2. 提出期限

令和 8 年 1 月 7 日 (水) 15:00 窓口必着 (当日消印不可)

※窓口での提出の場合は、事前にご連絡ください。

※郵送提出において控えを要する場合、返信用切手を貼った封筒を同封ください。

3. 提出書類

- (1) 防災・減災等事業整備計画書
- (2) 整備計画一覧表 (別添 3)
- (3) 平面図、位置図、写真等 (現況及び改修箇所が分かるもの)
- (4) 見積書 (複数見積書を取り提出すること)
- (5) 補助対象面積確認シート (別添 4) (必要に応じて)

※補助金活用を希望する場合のみ以下の提出書類を紙媒体 3 部及び電子データを 1 部提出

4. 留意事項

- ・本協議により、交付を確約する物ではありません。厚生労働省との協議により認められて内示を受け、その後、市の補正予算が成立した事業のみが補助対象となります。
- ・交付決定後に事業着手となるため、4 月以降の施工となります。
- ・原則、協議前に抵当権が設定されている場合は補助対象外となります。
 - ・業務継続計画及び非常災害対策計画の策定がない施設は補助対象外となります。
- ・補助を受けた事業に関しては、財産処分の制限等の条件が付されることになります。
処分制限期間を経過せずに財産処分を行う場合、交付金返還の可能性があります。

問い合わせ先

那覇市 ちゃーがんじゅう課
施設グループ (担当 比嘉)

Tel : 098-862-9010 Fax : 098-862-9648